

令和6年5月31日

課名	人権・男女共同参画課
担当	桑原、妹尾、出宮
内線	2911、2912、2913
直通	086-226-0553

お知らせ

男性育児休業取得等促進事業の実施について

男女がともに安心して子育てをしながら働ける職場づくりを推進するため、経営層向けの啓発セミナーを開催するとともに、男性の育児休業取得を奨励する取組を次のとおり実施しますのでお知らせします。

1 経営層向けセミナー

(1) 対象

県内企業等の経営者、役員、管理職、人事担当者等

(2) 内容

- ・働きやすい職場づくりと生産性の向上等をテーマとした専門家による講演
- ・ワーク・ライフ・バランスや女性活躍等に関する優良取組事例の紹介
- ・男性育休制度の運用等について社会保険労務士による講演（ワークショップ形式）

(3) 日程等（全6回）

岡山会場：令和6年7月16日（火）、10月28日（月）、令和7年2月17日（月）

倉敷会場：令和6年9月9日（月）、12月12日（木）

津山会場：令和6年8月22日（木）

(4) 募集開始 令和6年5月31日（金）

2 男性育児休業取得促進奨励金事業

(1) 対象事業主（主な要件）

- ・県内に本社又は事業所を有すること
- ・県が実施する経営層向けセミナーを受講済であること
- ・おかやま子育て応援宣言企業に登録していること

(2) 対象となる取組と奨励金の額

対象となる取組	奨励金の額 (育児休業取得者1名当たり)	アドバンス企業等*の 特別加算に該当する場合
① 通算14日以上、1か月未満の男性従業員の育児休業取得	10万円	15万円
② 通算1か月以上の男性従業員の育児休業取得	20万円	30万円
同僚応援手当等加算	上限10万円	上限15万円

*アドバンス企業等：おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」

「くるみん認定企業」「プラチナくるみん認定企業」

「えるぼし認定企業」「プラチナえるぼし認定企業」

(3) 上限額 1事業主当たり 100万円/年度

(4) 受付期間 令和6年7月17日（水）～令和7年2月28日（金）